

平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーバル
代表者名 代表取締役会長兼社長 大久保 秀夫
(JASDAQ・コード番号8275)
問合せ先 取締役管理本部長 加藤 康二
電話 03-3498-1541

社内調査による過年度への影響額等の確定に関するお知らせ

平成 21 年 3 月 25 日付け「当社の社員による不正行為についてのお知らせ」で公表した不正行為に関して、社内調査の結果を平成 21 年 4 月 24 日開催の当社取締役会に報告するとともに同日開催された外部調査委員会に報告いたしました。

本日外部調査委員会より、社内調査方法の妥当性、調査対象範囲の網羅性等について問題は見当たらないとの回答をいただきました。

これにより過年度への影響額に対する社内調査は終了し、5 月上旬までに過年度への影響額に加えて不正行為の内容や再発防止策などを含めた社内調査報告書を当社取締役会に提出し、それを受けて 5 月中旬までに外部調査委員会より最終報告を受ける予定です。

1. 社内調査結果の概要

1) 社内調査メンバーについて

社内調査は常務取締役、内部監査室長、総務部長、人事部長を中心としたメンバーが弁護士でもある社外監査役の助言も受けながら調査を行いました。

2) 調査対象期間と調査対象取引

調査対象期間はお客様との確認が得られる期間として平成 12 年 4 月以降といたしました。また対象となる取引は不正と判断できた事例から換金性が高く個人による持ち運びが容易である商品に限定されていると判断し、平成 12 年 4 月から平成 20 年 12 月までの出荷データより上記に該当する取引を抽出し調査・確認しました。この他、一部の経費についても調査しました。

3) 不正と判断された内容

社内調査により不正行為と判断された金額は原価もしくは営業交通費として処理されていた 169 百万円（商品件数 937 件）であり当該社員からはこれに対応する消費税を含めた 177 百万円を弁済する旨の書面を得、一部は弁済を受けました。

4) 業績への影響額

業績への影響は 4 月 15 日に開示した「外部調査委員会設置等に関するお知らせ」に記載した以下の数値に変更はありません。

(△は損失の増加、金額は百万円未満を四捨五入)

<平成 13 年 3 月期～平成 18 年 3 月期累計>

経常利益への影響額 △1 百万円

当期純利益への影響額	△ 1 百万円
<平成 19 年 3 月期>	
経常利益への影響額	△ 2 百万円
当期純利益への影響額	△ 2 百万円
<平成 20 年 3 月期>	
経常利益への影響額	△ 2 百万円
当期純利益への影響額	△ 2 百万円
<平成 21 年 3 月期（第 1 四半期～第 3 四半期）>	
経常利益への影響額	△ 2 百万円
当期純利益への影響額	△ 2 百万円

上記に関連して、過年度消費税、過年度法人税等の納付義務が 30 百万円程度生じるものと認識しております。

5) 再発防止に向けた改善措置

今回の不正行為は当該社員のコンプライアンスに関する認識欠如も当然ながら、社内牽制体制の不備、特に受注の承認及び確認体制が十分に機能していなかったためと受止めております。このため以下の業務プロセス等を改善・運用強化しました。

- ◆お客様との受注内容の確認作業の徹底
- ◆営業担当者が直接納品することを禁止
- ◆受領書の必要記載項目を確認して取得することを徹底する
- ◆お客様にお渡しする商品を営業担当者自身が直接社外より調達することを禁止
- ◆コンプライアンスに関する認識の徹底

6) その他

投資家の皆様、お取引先、その他の関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしましたことの重大さに鑑み、経営責任を明確にするため、2009 年 4 月から以下のとおり役員報酬の一部返上を実施しております。

代表取締役会長兼社長	月額報酬の 20%を返上	3ヶ月
代表取締役副社長	月額報酬の 15%を返上	3ヶ月
常務取締役	月額報酬の 10%を返上	3ヶ月
取締役（常勤）	月額報酬の 5%を返上	3ヶ月

2. 今後の予定について

社内調査報告書につきましては確定次第開示する予定です。

また 5 月中旬までに外部調査委員会から最終報告を頂くことになっており、過年度への影響額以外に関する事項、「不正の発生原因と問題点」、「再発防止策」、「法的対応」等に関しても提言を頂く予定でありますので、こちらも確定次第開示いたします。

以 上